

参考資料 1

茶・地域特産物振興総合対策事業（茶生産条件整備事業）について

1 目 的

経済的北限の産地とされる茶については春先の降霜害を受けやすく、厳しい生産環境にあることから、品質の高い特産物を安定的に生産するための条件整備が必要とされている。

このため、産地の実情に即した総合的な施策として、茶・地域特産物振興総合対策事業を実施し、産地間競争に負けない足腰の強い特産物産地を育成するものとする。

2 事業内容

区 分	内 容	補助率
1 生産安定 施設整備事業	気象災害の影響を回避し、高品質茶の生産安定を図るため、次に掲げる施設の整備に対して助成する。 （１）防霜施設 （２）防寒、防風施設 （３）生産安定施設 （４）特認(知事が特に必要と認めたもの)	3 / 1 0 以内
2 高品質・ 省力化機械施 設整備事業	高品質化及び省力化による生産性向上を図るため、次に掲げる機械施設の整備に対して助成する。 （１）茶園栽培管理機械施設 （２）地力増強用機械施設 （３）加工省力化機械施設 （４）特認(知事が特に必要と認めたもの)	3 / 1 0 以内

3 実施主体

農業協同組合、農業者の組織する団体

4 採択基準等

（１）事業実施主体に掲げる「農業者の組織する団体」は、次の要件を備えていること。

- ① 代表者の定めがあること。
- ② 組織及び運営に関する規約等の定めがあること。
- ③ 構成員が原則として３戸以上であること。

（２）補助の対象

- ① 補助の対象とする機械施設は、原則として耐用年数がおおむね５年以上のものとする。
- ② 補助の対象とする機械施設は、新品、新築又は新設によるものを原則とするが、

地区の実情から効果が著しいと認められる場合は、増築、改築、併設若しくは合体の事業又は古材の利用に係る事業を補助の対象とすることができるものとする。ただし、取壊し作業等にかかる経費については、補助の対象としない。

- ③ 補助対象としての施設の導入を図るため、用地の買収若しくは賃借に要する費用又は補償費は補助の対象としないものとする。

（３）生産安定施設整備事業

栽培面積がおおむね４ha以上の地区であり、事業規模については、次に掲げるとおりとする。

- ① 防霜施設 受益面積がおおむね４０a以上であること。
- ② 防寒、防風施設 組織的な利用が行われること。
- ③ 生産安定施設 組織的な利用が行われること。

（４）高品質・省力化機械施設整備事業

高品質化又は省力化による生産性向上が図られ、機械施設の性能に適合した受益面積、利用計画等であること。